

美作地域特産品マッチング支援事業業務委託仕様書

1 事業目的

県内で新たな販路を探している、美作地域（※1）の特産品を製造している事業者と地場産品を使ったメニュー開発や新たな取引先を探している飲食店・ホテル・旅館経営者とのマッチング事業を実施することで、美作県民局管内事業者の販路の開拓・拡大を目指す。

※1 「美作地域」：津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 委託業務名

令和8年度美作地域特産品マッチング支援事業

4 委託業務の内容

以下の業務内容について、本県職員並びに関係者等と連絡を密にし、遺漏のないように実施すること。

また記載のない事項であっても、美作県民局と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

（1）商談会の開催

美作地域加工品製造事業者の販路開拓・拡大のため、美作地域の飲食店・ホテル・旅館などとのマッチング商談会を開催すること。バイヤーは美作地域の事業者を含むこと。

○開催期間：1日間（必要があれば前日準備）

開催場所：美作地域の会場を使用すること

開催時期：11月頃

○セラーの詳細

美作地域加工品事業者 **30者程度**

○招へいバイヤーの詳細

次の条件に合致するバイヤー **20者以上**

・主に飲食店・ホテル・旅館 等

※セラー・招へいするバイヤーの数は上記を想定しているが、事業目的をより効果的に実現できる提案内容とする。

○商談会の詳細

- ・商談あたり30分程度のマッチング商談会とする。
- ・受託者はあらかじめセラーとバイヤーのニーズを調査し、商談の成約可能性が高まるよう努めること。
- ・主な業務内容は次のとおりとする

<開催日前>

- ・美作地域加工品製造事業者の参加者を募集
- ・FCPシートの作成などの補助業務
- ・バイヤーとの参加交渉、連絡調整・問い合わせ対応業務
- ・商談希望取りまとめ及び事前マッチングを含め、商談スケジュールの調整
- ・美作県民局職員との連絡調整

<商談会当日>

- ・セラー及び招へいバイヤーの調整・対応
- ・当日の商談会運営全般

<開催日後>

- ・アンケート調査の実施、回収、集計
- ・実施報告書作成等

(2) 研修会の開催

商談会における商談の成約可能性を高めることを目的として、商談会実施に先立ち、美作地域加工製造事業者を対象とした研修会を実施する。

- ・主な業務内容は次のとおりとする。

<研修概要>

・美作地域の加工品製造事業者が、バイヤーに対しての商談スキルや、販売チャンネルが求めている商品についての訴求ポイントを学べる内容にすること。

<開催場所>

- ・美作地域の会場を使用すること

<回数・時期>

- ・商談会開催前に2回以上（研修会の内容は、各回異なる内容とすること。）

<成果目標>

- ・研修参加者（全社）のチャンネル対応型のFCPシートの完成・高度化

(3) フォローアップ

商談会実施後、商談会結果の共有等を行うフォローアップを実施する。なお、①加工業者各社が向かうべき方向性と、②今後のアクションプランの示唆を含んだ内容とする。

〈概要〉

- ・商談会の実施後、受託者により商談状況の結果（名刺交換件数、商談件数、見積り件数、成約件数等）の共有を行った上で、各フェーズにおいてなぜ失注しているのかについて、複数の専門家の知見を交えて分析を行う。
- ・専門家として、受託者の社員に加え、研修会で招へいした専門家のうち1名以上を同席させることでその実効性を高めることとする。

〈開催場所〉

- ・美作地域の会場を使用すること

〈回数・時期〉

- ・商談会終了後に1回以上

5 その他の留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務実施の進捗状況を遅滞なく、適宜報告し、調整を図ること。
- (2) 受託者は、本委託事業の実施により発生した関係事業者の成約額及び件数を取りまとめ、報告すること。
- (3) 受託者は、本委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、随時、県民局と協議すること。
- (4) 本事業により作成する一切の成果物の権利は、全て美作県民局に帰属するものとする。ただしオンライン等で事業者を募集する場合の特設サイトはこの限りではない。
- (5) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書の定め及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならないこと。

6 成果物

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物として県民局へ提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) その他県民局と受託者が合意の上、成果物として提出を求めるもの

7 その他

(1) 招へいバイヤーを決定するにあたっては、本事業の趣旨に鑑み、商談キャンセルなどがないよう、了解を得た上で、当商談会に御参加頂くこと。また、どうしてもやむを得ない事情により、商談キャンセルなどの事態が発生する場合は、代役を立ててもらえるなど代替措置を講じるよう配慮すること。

(2) 委託業務実施に際して知り得た企業及び個人の実事・情報等については、契約期間中のみならず、契約終了後も守秘義務を遵守することとする。

(3) 美作県民局は、受託者に対し、必要に応じ委託業務の状況について報告を求めることができるものとする。